

Q. 学習等供用施設等の使用料は

A. 使用料徴収するには財産処分が必要



熊沢直紀議員

Q

町財政の厳しい

中、平成22年度は補助金の見直し、平成23年度は扶助費の見直しを検討されているにも拘らず、学習等供用施設の使用料は無料のままになっている。住民の方からも、有料にしてもいいのではないかといった声がある。東部学習等供用施設が「防衛施設周辺の生活環境の整備に関する法律」等に基づいて、国の補助金交付を受けて建設されたため、有料にできない

この点。

それに伴って第6条で施設の使用料は、無料とすると定めたため、富士・新栄学習等供用施設も無料であるとのことである。もっ少し分かりやすく、補助金交付を受けた場合の制約等の具体的説明を。また、利用状況と利用に関しての苦情等はどうか。

A

東部学習等供用

施設は、航空機の騒音対策地区内にある。無料施設とすることを前提に、航空局所管の「教育施設等騒音対策事業」の補助金を受けて、平成16年2月に改築した。富士・新栄学習等供用施設については、騒音防止対策地区外である。富士は、平成15年3月に、新栄は、平成17年10月に、町単独事業として改築した。使用料を徴収する場合



多くの人に利用されている供用施設

には、財産処分をする手続きが必要となる。

承認の条件は、「補助事業完了後10年を経過していない」ものと「10年を経過した」ものに分かれている。

なお、10年を経過した後は維持管理費相当額以内であれば補助金の返還は求められない。

利用状況については、平成22年度実績で、東

部は、年間2368件、1日当たり6件、新栄は、年間1741件、1日当たり4.8件、富士は、年間1298件、1日当たり3.6件の利用があり、町民、町内事業所従業員の方々に、多く利用されている。苦情等は、空調の設定に関するものである。